

Ⅱ．公園全体の植栽方針

目次

1．公園全体の植栽方針	13
2．配植の方針	20
3．管理の方針	29

1. 公園全体の植栽方針

(基本的な考え方)

方針－1 公園開設当初から受け継がれている基本的な考え方を踏襲する。

○古来より継承されている樹林・樹木を保全し、自然の地勢に従った植栽とする。

○植栽地の特性にあわせてマツ、スギ、サクラ、カエデを植栽し、これを基調とする。

これまでの植栽の歴史的経緯や現況樹木調査結果等を詳細に考察すると、明治初期の植栽方針が基本的には現在も受け継がれており、この方針に沿った植栽分布となっている。特に、奈良公園の基調となる樹種とされているマツ、スギ、サクラ、カエデの分布はこの傾向が強い。

よって、公園全体の植栽方針として、公園開設当初から受け継がれている基本的な考え方を踏襲する。但し、アカマツは現在マツ枯れにより壊滅的な状況にあり、一部のアカマツは全滅し現在は他の針葉樹が生育しているところも見られることから、必要に応じて樹種変更の検討を行うものとする。

■参考資料：奈良公園改良案 明治 22 年 県議会議事 抜粋

出典：奈良公園史 163 頁

- ・樹林を伐採し地勢を変更する事等は一切之を禁じ、而して自然の地勢に従い、(中略) 松・杉・桜・楓の四種に限り適当の場所に増植し…… (後略)
- ・奈良公園の長所は已に陳述したるか如く千有余年生い茂りたる樹木にありて、(中略) 奈良公園の特色は松の鬱蒼たる間に純白雪の如き桜あり、杉の森々たる中に深紅錦の如き楓ある…… (後略)

(植栽樹種)

方針-2 植栽樹種は、幽邃閑雅で表現される格調高い奈良公園の自然環境を育ててきた古来の樹種に限定する。

植栽樹種についての考え方は江戸末期から近年まで幾つか見られ、それぞれ表現は異なるものの基本的な考え方は変わっていない。その中でも、奈良公園整備研究委員会の提言（1978）を踏まえて検討された「奈良公園の保全と将来構想」（1980）に記述された考え方は、これまでの多様な考え方を包含する内容であり、現時点においても将来においても適切なものと考えられる。

方針-2で規定される「古来の樹種」には、この地域に生育する風土樹種（アカマツ、スギ、モミ、イチイガシなど）のほか、歴史文化的な経緯から古い時代に奈良公園に持ち込まれた樹種（クロマツ、スダジイ、クスノキ、ウメ、サルスベリなど）も含まれるものと考えられる。

■参考資料：奈良公園の保全と将来構想（1980）抜粋

出典：奈良公園史 522 頁

・公園平坦部への植栽樹種は、幽邃閑雅で表現される格調高い奈良公園の自然環境を育ててきた古来の樹種に限定し、概ね次のとおりとする。

針葉樹	クロマツ、アカマツ、スギ、ヒノキ
常緑広葉樹	カシ類、シイ類、クス、ツバキ
落葉広葉樹	サクラ類、カエデ類、ウメ、シデ類、フジ、サルスベリ
低木	アセビ

■参考資料：「幽邃閑雅」の表現について

奈良県政調査 昭和12年（1937）抜粋

出典：奈良公園史 356 頁

12章 第1節 奈良公園（公園行政と改良計画）

（一）現況

（前略）境域広大なる国有地にして、緑樹蓊鬱たる春日山、容姿温乎たる若草山、春日、手向、氷室の諸社、東大、興福の二大寺及官衙、学校、帝室博物館、正倉院等をも其の中に擁し園内各所には無数の神鹿遊び其の幽邃閑雅なるは他に類を見ざるところなり。（後略）

方針－3 ナンキンハゼは自然環境の保全に支障を来す恐れのあることから、原則として駆除する。但し、以下のものについては、植栽管理等により自然増殖を抑制する場合に限り、例外として駆除対象外とする。

○例外を認めるもの

- ① 奈良公園の景観の一部として欠かせないもの。
- ② 公園の植栽として歴史的価値のあるもの。

奈良公園のナンキンハゼは、シカが高密度に生息する条件下にあるため、在来の自然の植物を圧倒し、本来有るべき自然環境の保全に支障を来している。この問題は、昭和 50 年頃より問題点が指摘されていたが、具体的な対策がとられないまま数十年経過し、更に問題が大きくなっている。

将来に向けて奈良公園の植栽のあるべき姿を計画するという観点から、これら自然環境の保全に支障を来す恐れのある樹種は、原則として駆除することとした。なお、これらの樹種の樹木のうち歴史文化や景観等の価値が高いものがある場合には、適切な処置を講じることを前提に保全することを検討する。

■参考資料：春日山原始林緊急調査結果 昭和 50（1975）抜粋 出典：奈良公園史自然編 89～90 頁
該当部執筆者：菅沼孝之、高津加世子

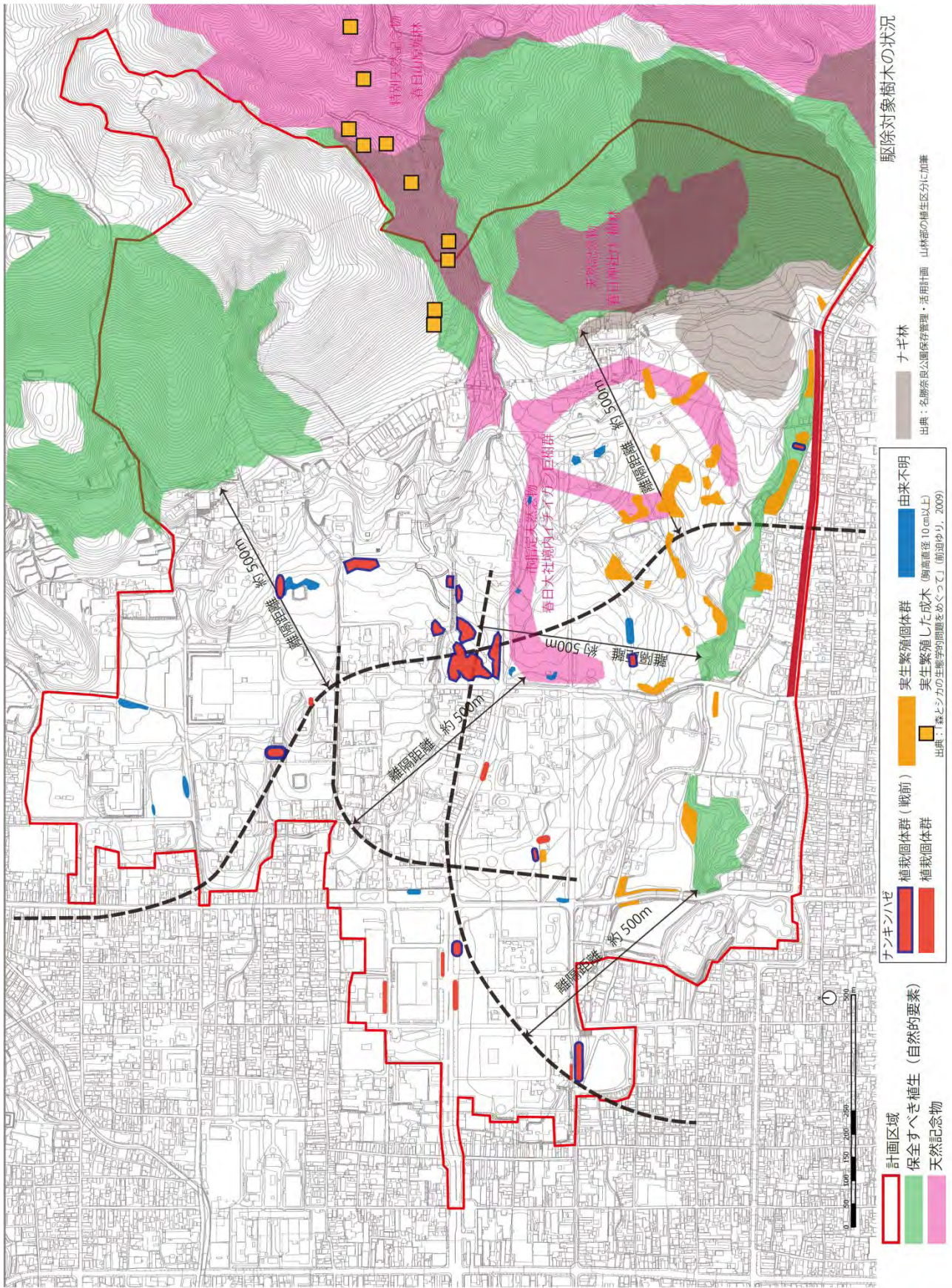
4. ナンキンハゼについて

第2室戸台風以後の風倒木跡地に、ナンキンハゼの実生がかなり見られ、この木が中国原産の移入植物であるだけに、問題になった。もちろん、春日山原始林にも侵入が見られた。ナンキンハゼは陽生の落葉高木であるので、その後一応風倒木跡地がふさがった現在では、蔓延は認められない。しかし、上記のような例があるので、春日山原始林の周辺での植栽は望ましくない。

■参考資料：外来種ナンキンハゼの分布拡大 出典：名勝奈良公園保存管理・活用計画

春日山原始林においては、侵入種の分布拡大による原始林の種組成の変化、多様性の劣化が問題となっている。侵入種は、700 年代に春日大社に献木されたのが起源とされる中国地方以南分布種である国内外来種ナギ、および 1930 年代に奈良公園に街路樹として植栽された中国原産の国外外来種ナンキンハゼである。前迫（2007）の調査報告では、2 種の外来種は侵入時期が異なるものの広域的に拡大していることが明らかになっており、外来種の拡大によって、春日山照葉樹林が組成、景観の両面において大きく変化する可能性を示唆している。

引用：前迫ゆり「春日山照葉樹林に侵入した外来種ナギとナンキンハゼの空間分布」（『植生学会誌』巻 24 号（2）,2007,P103-112）



図：ナンキンハゼの現況

方針－４ ナギは古来より継承されている範囲を保護するものとし、周囲の自然樹林地に拡大しているナギは抑制する。

ナギは 1200 年以上前の春日大社の創祀の時期に神木として献木されたことが契機とされており、春日大社では榊の代わりに神事に用いられることもある神聖な木として保護されている。春日大社の神域である御蓋山一帯において純林を形成しており、これは大正 12 年（1923）3 月 7 日には「春日神社境内ナギ樹林」として天然記念物の指定を受けている。

近年はシカの密度が高まりその影響が大きくなっていることもあり、ナギが周囲の自然樹林地に拡大増殖している状況が随所で見られる。周辺の自然樹林を保護するため、保護すべき範囲を超えたナギについては抑制する必要がある。

■参考資料：春日山原始林緊急調査結果 昭和 50（1975）抜粋

出典：奈良公園史自然編 89～90 頁

該当部執筆者：菅沼孝之、高津加世子

2. 指定地内に侵入しているナギの取り扱いについて

（前略）ナギが春日山原始林の本来の構成樹種でないとすると（中略）原始林に無いにナギが生育することは問題である。（中略）春日山原始林においては、ナギは招かれざる客ということになり、除去した方が良いという結論となる。

■参考資料：座談会“春日の杜”昭和 52（1977）抜粋

出典：奈良公園史自然編 91～92 頁

出席者：北川尚史、平田善文、菅沼孝之、小船武司ほか

小船：（前略）皆様方がおっしゃるとおりナギ樹林が膨張している。そのナギ樹林域を見ますと、1200年来温存されて来たとはいえ、その膨張が近年大きいのではないか。それから又、ほかの樹木との競り合いの局面ではアセビさえ負けているという現実。ナギ樹林が一つの生物のごとくに膨張しているように思われます。（中略）又ナギは、天然記念物指定地域と若宮社から南南西の方角に大径木がかなり集中的に集まっていて、純林状態をなしているわけですが、その程度に限定してはどうか。（後略）

平田：天然記念物として約10h a のナギ林がある限り、これはどうしようも出来ないとするならば、ここのナギ林、いわゆる境内林をどのように管理していくか……（後略）

引用：昭和 51 年度春日大社境内原生林調査報告・微気象・植物・動物・（財）春日顕彰会

■参考資料：外来種ナギとナンキンハゼの分布拡大

出典：名勝奈良公園保存管理・活用計画

春日山原始林においては、侵入種の分布拡大による原始林の種組成の変化、多様性の劣化が問題となっている。侵入種は、700 年代に春日大社に献木されたのが起源とされる中国地方以南分布種である国内外来種ナギ、および 1930 年代に奈良公園に街路樹として植栽された中国原産の国外外来種ナンキンハゼである。前迫（2007）の調査報告では、2 種の外来種は侵入時期が異なるものの広域的に拡大していることが明らかになっており、外来種の拡大によって、春日山照葉樹林が組成、景観の両面において大きく変化する可能性を示唆している。

引用：前迫ゆり「春日山照葉樹林に侵入した外来種ナギとナンキンハゼの空間分布」（『植生学会誌』巻 24 号（2），2007，P103-112）

(文化財への配慮)

方針－5 植栽との関わりが大きい名勝・史跡・天然記念物の保存・活用に配慮する。

- 奈良公園（名勝） 1922(大正 11)指定
- 春日神社境内ナギ樹林(天然記念物) 1923(大正 12)指定
- 春日山原始林（特別天然記念物） 1924(大正 13)指定、1995(昭和 30)特別天然記念物指定
- 東大寺旧境内（史跡） 1932(昭和 7)指定、1997（平成 9）正倉院追加指定
- 興福寺旧境内（史跡） 1967(昭和 42)指定
- 春日大社境内イチイガシ巨樹群（市指定天然記念物） 1981（昭和 56）指定
- 春日大社境内（史跡） 1985(昭和 60)指定

※特別天然記念物春日山原始林の保護・保全は主に別途事業で行うものとする。

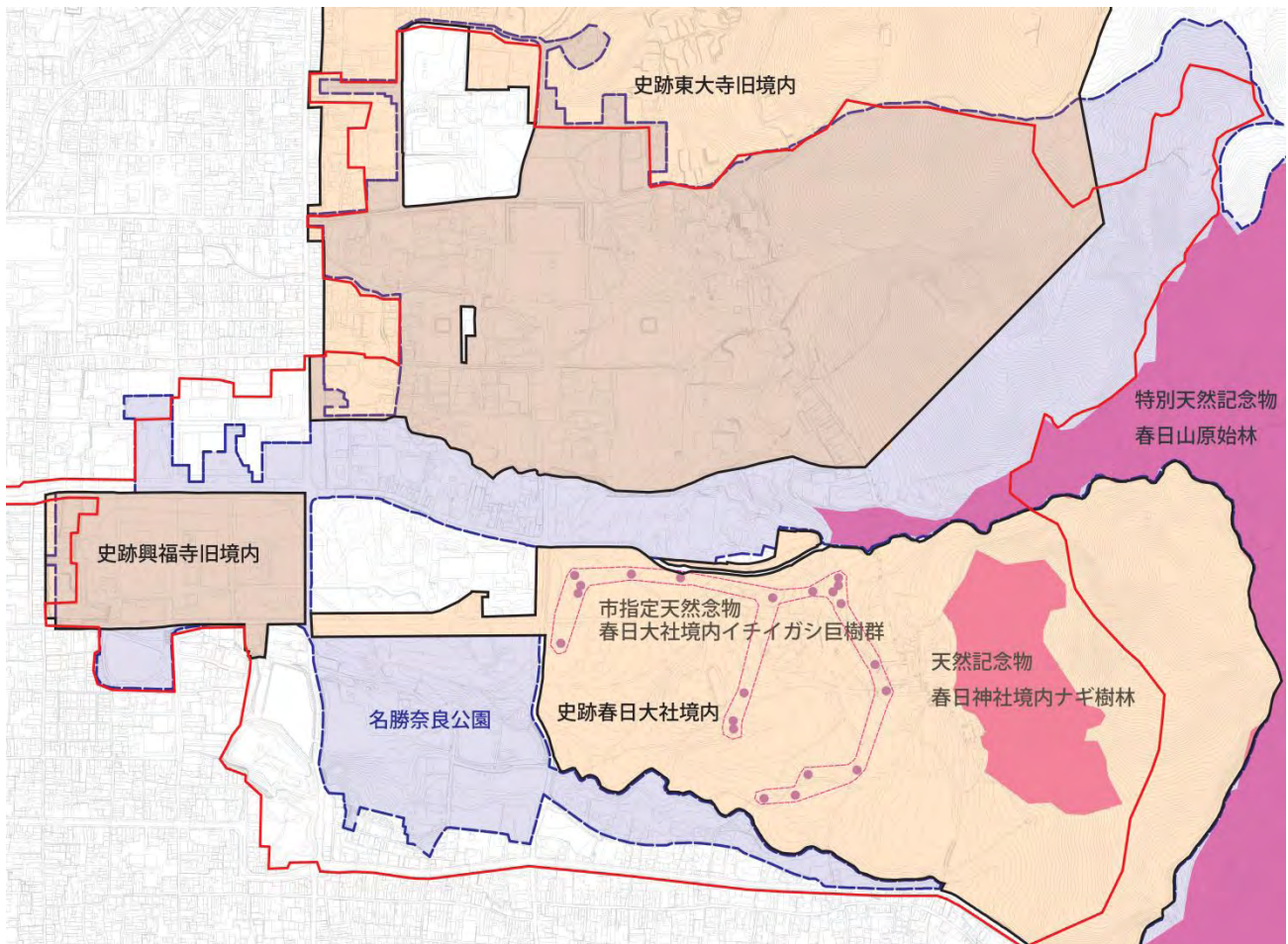
○各ゾーンの植栽計画・植栽管理計画において配慮すべき事項

①歴史的建造物の周辺植栽について

- ・歴史的建造物等の文化財に近接する植栽地では、風雪や地震等による倒木や落枝が発生しても影響を及ぼさない様に樹種や配置、植栽管理に十分な配慮を行う。

②埋蔵された遺跡との関わりについて

- ・埋蔵された遺跡がある場合又はその可能性が高い場合は、樹木の根系が影響を及ぼさないように配慮する。（「史跡等整備の手引きⅢ.技術編：文化庁文化財部記念物課監修」を参考とする。）

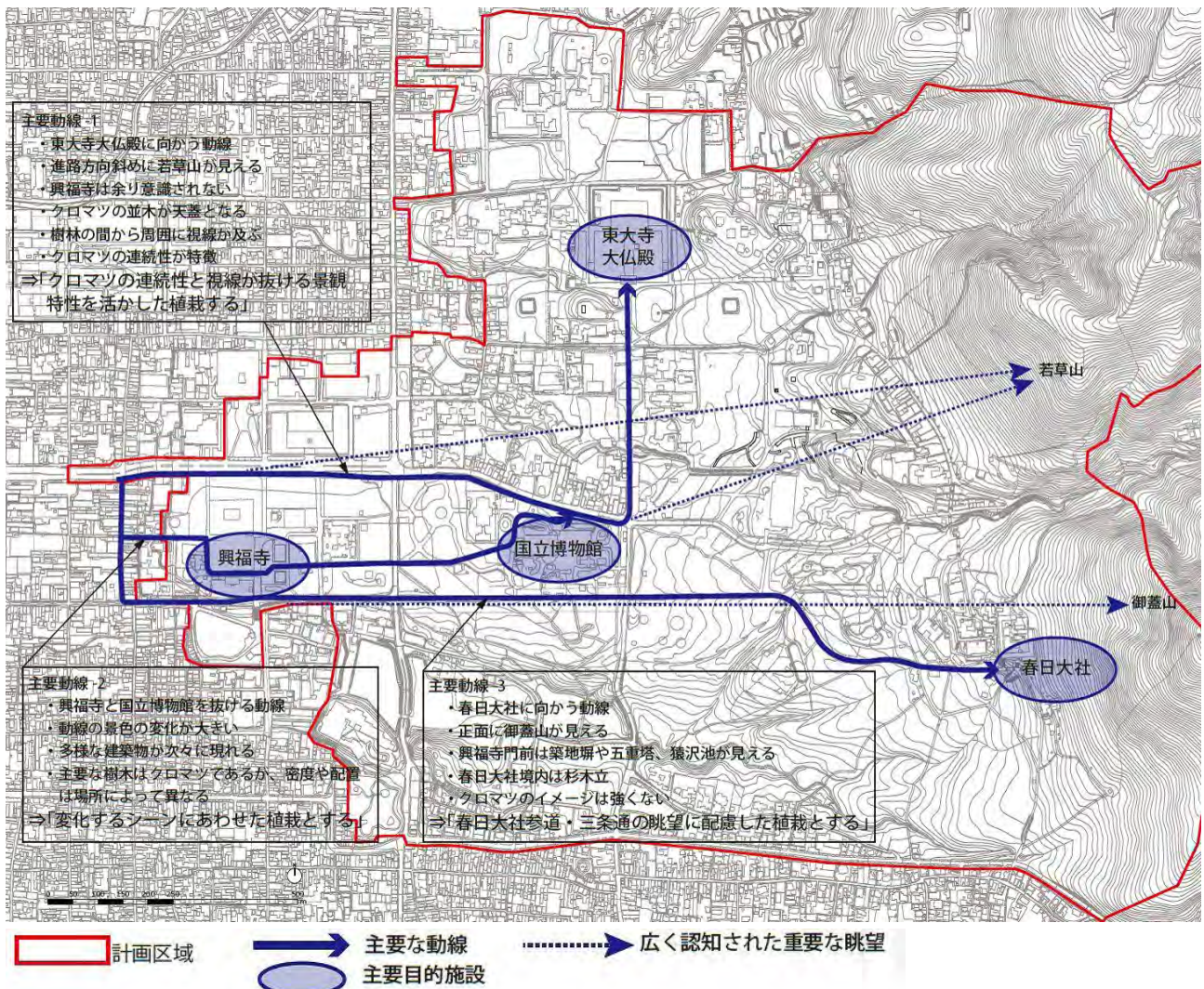


図：名勝・史跡・天然記念物

(主要動線の景観への配慮)

方針－6 主要動線の植栽は、動線の景観特性に配慮した植栽とする。

- 主要動線－1 登大路から東大寺大仏殿に向かう動線
クロマツの連続性と視線が抜ける景観特性を活かした植栽とする。
- 主要動線－2 興福寺境内から国立博物館を抜ける動線
変化するシーンにあわせた植栽とする。
- 主要動線－3 三条通から春日大社に向かう動線
春日大社参道・三条通の眺望に配慮した植栽とする。



図：主要動線から見た植栽の方向性

2. 配植の方針

「配植の方針」の位置づけ

「配植の方針」は、公園全体を見たときに、それぞれの施設や場所の特性を活かしつつ、公園全体としてバランスのとれた植栽とするための考え方をとりまとめたものである。具体的な配植の検討は、この「配植の方針」を基本的な考え方として、各ゾーンの植栽計画の検討段階において行うものとする。

「配植（案）」の取り扱い

- ・以下の「配植（案）」は、「配植の方針」に基づき、公園全体の観点から配植を検討し、現時点の案として図化したものであり、具体的な配植を定めたものではない。

図 18 花木類の配植（案）

図 20 サクラ類の配植（案）

図 29 常緑・落葉広葉樹の配植方針図（案）

図 32 針葉樹の配植（案）

- ・各ゾーンの植栽計画を検討する段階においては、ゾーン内の詳細な植栽状況や諸条件を勘案して、改めて配植（樹種、配置、密度など）を検討する必要がある。

植栽樹木の樹種選定の考え方や基調樹種（マツ、スギ、サクラ、カエデ）の配植の基本的な考え方については、前項「2. 植栽の方針」の方針－1、方針－2で設定されているが、これら以外の花木類や針葉樹、常緑・落葉広葉樹の配植の考え方は設定されていない。しかし、基調樹種以外の樹種の中にも公園を特徴づける分布傾向がみられるものがあるほか、花木類では基調樹種であるサクラやカエデがそれ以外の花木と混在しているため修景的な魅力がそがれている所も見受けられる。このため、基調樹種及びそれ以外の樹種をあわせて、公園全体から見た配植の考え方をまとめておくことが必要なものについては、これを方針として設定する。

但し、「配植の方針」は公園全体から見た場合の配植の考え方を示したものであり、取り扱っている樹種には、植栽本数が少ないものや密度が低いものも含まれており、本項で図化された配植（案）がそのまま具体的な配植図になるものではない。各ゾーンの植栽計画を検討する段階においては、ゾーン内の詳細な植栽状況や諸条件を勘案して、改めて配植を検討する必要がある。

(花木類の配植)

方針一七 花木類は、奈良公園の歴史文化や景観との調和を図り、公園の魅力をアピールする配植とする。

○植栽樹種（方針一 参照）

高木：ウメ、サクラ類、サルスベリ、フジ、カエデ類、シダレヤナギ、モクレン類

中低木：ツバキ、アセビ

避けるべき外来種：ハナミズキ、タイサンボクなど

○配植方針（配植案は次頁の図参照）

①歴史文化的に重要な花木類を保全・継承する。

いわれのある花木類

明治～大正より受け継がれた樹木や大木

②景観的に重要な花木類を保全・継承する。

歴史的建造物や河川・池沼と一体となった花木類

花見や紅葉狩などの利用が多い花木類

動線の修景効果が大きい花木類

○各ゾーンの植栽計画において配慮すべき事項

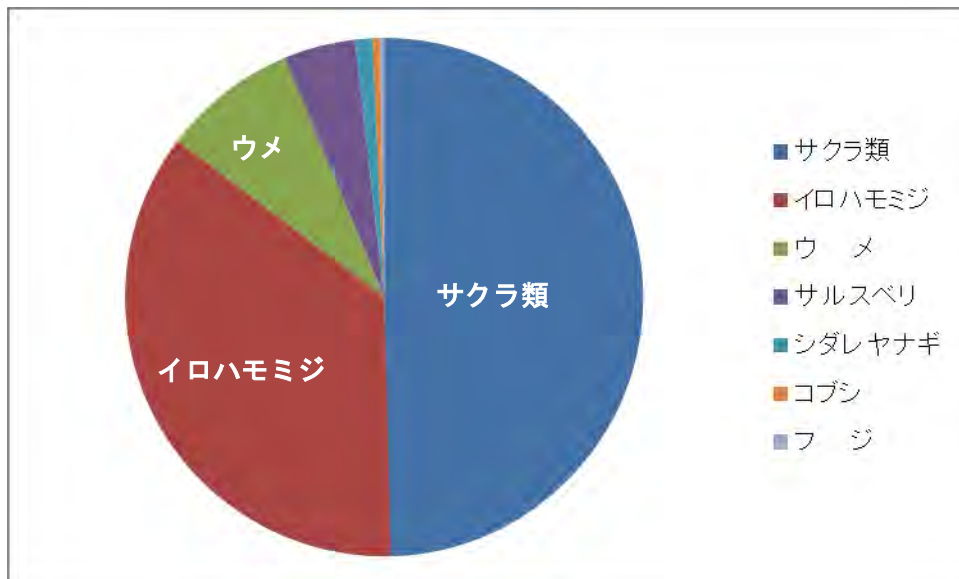
③マツやスギ、芝地等の花木類の背景となる植栽と調和した配植とする。

④立地や他の植栽との関わりから花木類の魅力が引き出せない場合は、花木植栽を控える。

⑤開花期の他に新緑期、紅葉期、落葉期の景観に配慮した配植とする。

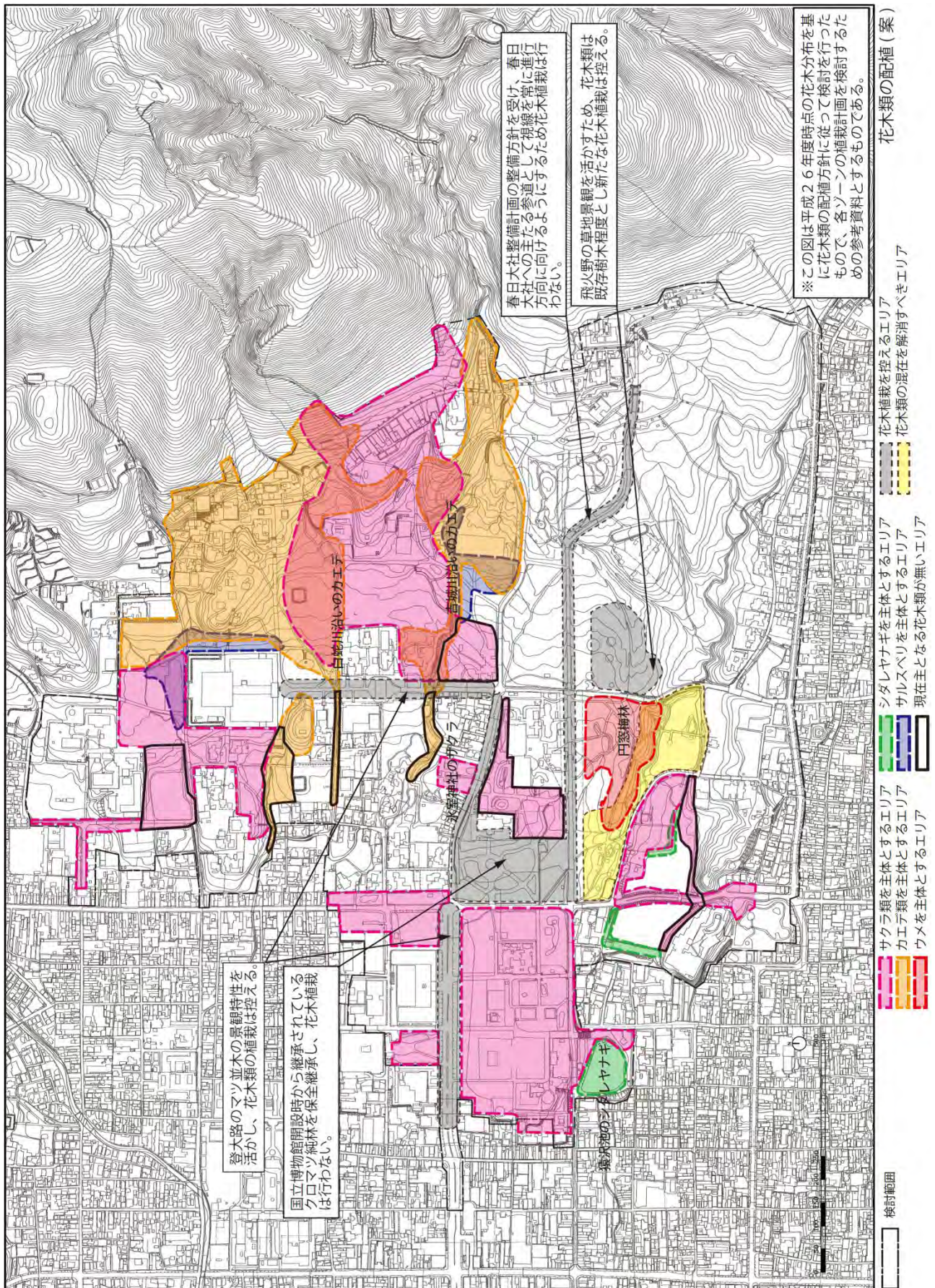
●花木類の植栽状況

近年の樹木分布データ等により、各花木類の植栽本数の構成比を示す。



図：花木の植栽本数の構成比

データ：名勝奈良公園保存管理・活用計画（H21）付帯資料
奈良公園植栽計画検討業務（H25）樹木分布調査



図：花木類の配植（案）

(サクラ類の配植)

方針－8 サクラ類は、既存の樹種・品種を基本に開花期の違いを活かした配植とする。

○植栽樹種・品種

ソメイヨシノ、ナラノココノエザクラ、ナラノヤエザクラを基本種とする。

○配植方針

①樹種・品種の混植を控え、できるだけ同じ開花期のサクラ類をまとめて配植する。

開花期区分 第1期 エドヒガンなど
 第2期 ソメイヨシノ、ヤマザクラなど
 第3期 ナラノココノエザクラなど
 第4期 ナラノヤエザクラなど

②各植栽地の歴史文化特性や景観特性を尊重した配植とする。

- ・歴史性のある樹種・品種は、保全・継承・再生する。
- ・重要な眺望景観の構成要素となるサクラ類は、眺望に配慮した配植とする。

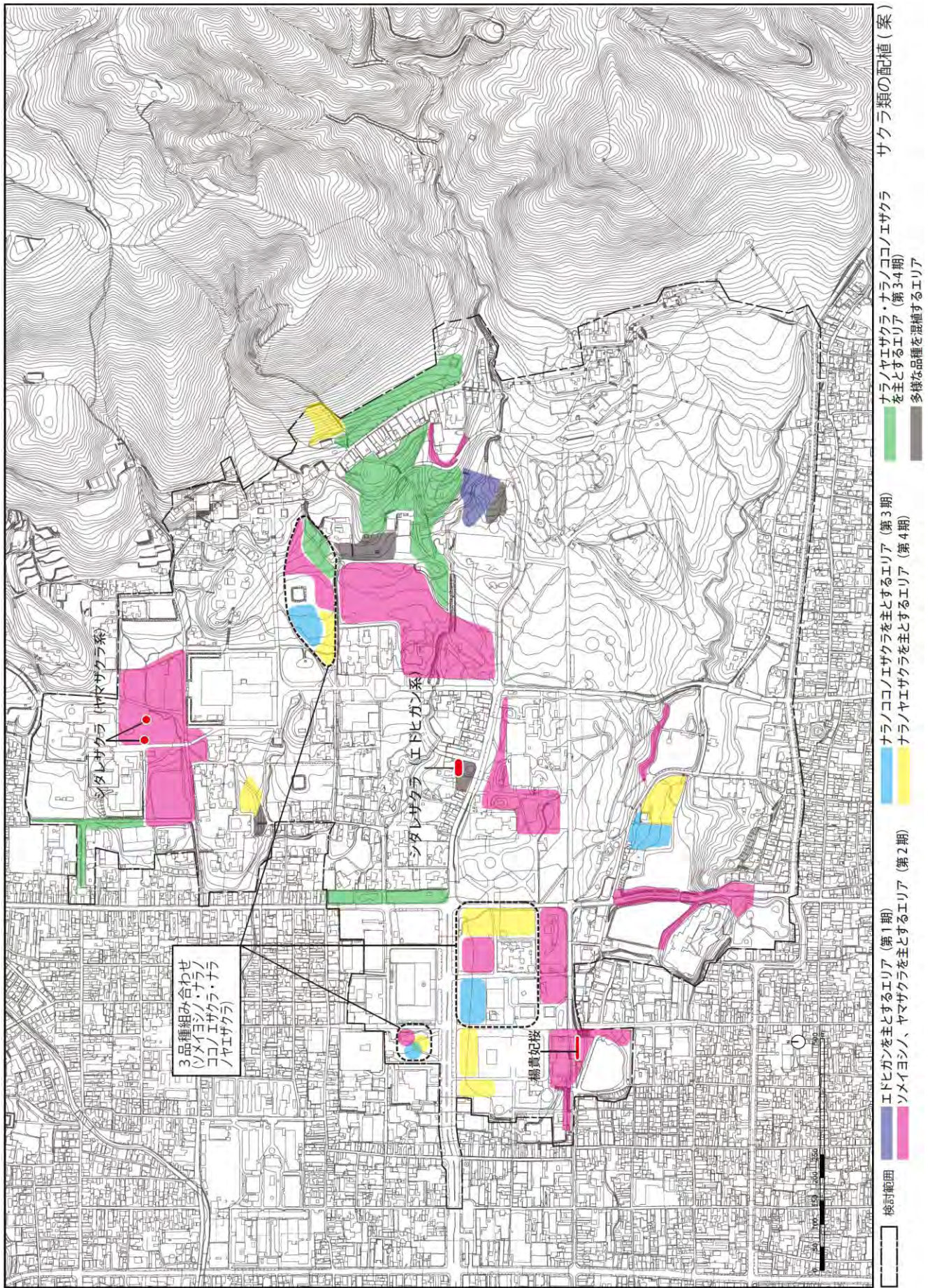
○各ゾーンの植栽計画において配慮すべき事項

- ③多様な園芸品種のサクラ類は、庭園や見本園などを主体に配植する。
- ④開花時期の違いを活かした配植を検討する。
- ⑤樹種・品種による寿命の違いに留意した配植を検討する。
- ⑥樹種・品種の検討にあたっては、既存樹木の樹種・品種を参考に配植を検討する。

●主要なサクラ類の特性

開花期区分	樹種	開花期			紅葉色	園芸種	成長	寿命	樹高(m)
		3月	4月	5月					
①	エドヒガン		■		黄色～橙色	-	長い	15～25	
	シダレザクラ (エドヒガン系)		■			●			-
②	ソメイヨシノ		■		赤色～柿色	●	早い	短い	8
	ヤマザクラ		■		個体差大	-	早い	長い	15～25
	オオシマザクラ		■			-	早い		10
③	ナラノココノエザクラ			■	柿色～黄色	●	遅い	短い	6～7
	サトザクラ類 (楊貴妃含)			■		●	早い		5～10
④	カスミザクラ			■	個体差大	-	早い		15～20
	ナラノヤエザクラ			■	赤色	●	遅い	短い	6～7

出典:「奈良公園の植物」北川尚史、
 「サクラ保存林ガイド-DNA・形質・履歴による系統保存-」森林総合研究所 多摩森林科学園、
 「改訂25版 造園施工管理 技術編」(社)日本公園緑地協会公園緑地研究委員会



図：サクラ類の配植 (案)

(常緑・落葉広葉樹の配植)

方針－9 常緑・落葉広葉樹は、歴史文化的経緯や自然特性に基づいた配植とし、植栽地の立地特性や他の植栽との調和に配慮する。

○植栽樹種（方針－2参照）

常緑広葉樹：アラカシ、イチイガシ、シラカシ、コジイ、スダジイ、クスノキ、ナナミノキ

落葉広葉樹：アキニレ、エノキ、ケヤキ、ムクノキ、イヌシデ、ムクロジ、イチヨウ

※イチヨウは針葉樹であるが、景観特性が落葉広葉樹に近いことからこの項に含める。

○配植方針

①古都に相応しい大径木の保護・育成に配慮した配植とする。

- ・現存する大径木の保護と後継樹の育成に配慮した配植とする。

②歴史文化的経緯や自然特性に由来する大径木の分布傾向を参考に配植する。

- ・歴史文化的経緯による樹種分布を尊重した配植とする。

春日大社、手向山神社に大径木が多く見られる樹種：イチイガシ

手向山神社や春日大社など神社にのみ見られる樹種：オガタマノキ

平坦部の草地やその周辺に点在する大径木が多い樹種：クスノキ

東大寺(旧境内地含む)に大径木が多く見られる樹種：イチヨウ

- ・自然植生の傾向に基づいた配植とする。

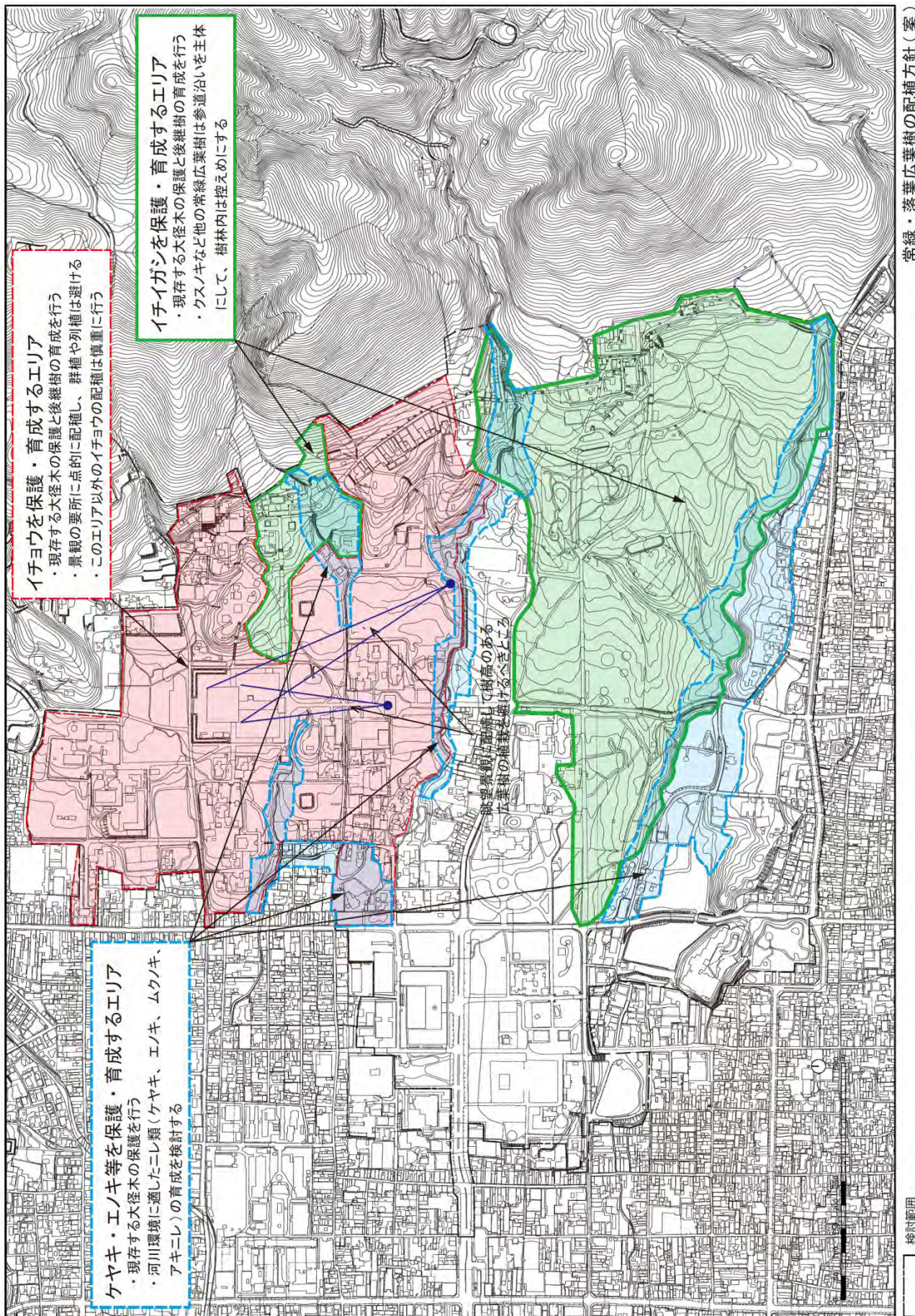
水系沿いに大径木が多く見られる樹種：ケヤキ、エノキ

山地に大径木が多く見られる樹種：ウラジロガシ、イヌシデ、コナラ、ムクノキ

○各ゾーンの植栽計画・植栽管理計画において配慮すべき事項

③各植栽地の景観との調和に配慮した植栽とする。

- ・常緑・落葉広葉樹は、マツ林や花木林や芝地への配植は控え目とする。これらに混植する場合は、樹木生長にあわせて密度管理を行う。
- ・眺望景観への影響が大きい植栽地は、樹高に配慮して配植する。
- ・視線の遮蔽が必要な植栽地は、常緑広葉樹を優先して配植する。



常緑・落葉広葉樹の配植方針(案)

図：常緑・落葉広葉樹の配植(案)

(針葉樹の配植)

方針－１０ 針葉樹は、公園開設当初から受け継がれている基本的な考え方に基づき配植する。

○植栽樹種（方針－２参照）

基本種：クロマツ、アカマツ、スギ、モミ（アカマツの代替として）

その他の種：ヒノキ、モミ、カヤ、イヌマキ、イブキなど

避けるべき外来種：メタセコイア、ヒマラヤスギなど

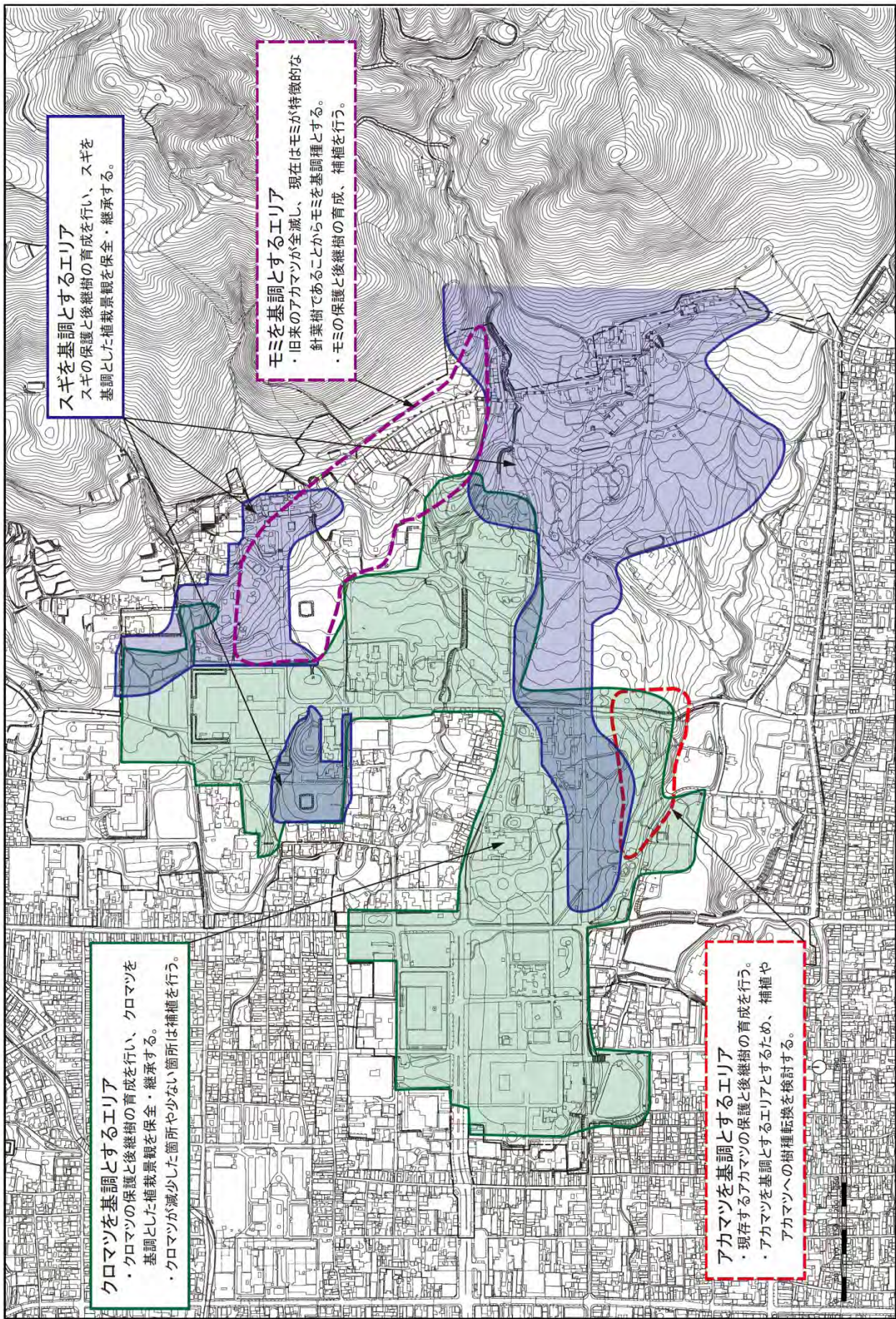
○配植方針

- ① 古都に相応しい大径木の保護・育成に配慮した植栽とする。
 - ・ 現存する大径木の保護と後継樹の育成に配慮した配植とする。
- ② 公園植栽の基調となる針葉樹として、マツ類、スギ、モミを配植する。
 - ・ 春日大社旧境内、手向山神社から二月堂、五百立山：スギ
 - ・ 興福寺から国立博物館、東大寺大仏殿に至る範囲及び周辺：クロマツ
 - ・ 浅茅ヶ原南部から鷺池、荒池周辺：アカマツ
 - ・ 手向山神社から若草山山麓に至る範囲：モミ（現存針葉樹であるモミをアカマツの代替とする。）

○各ゾーンの植栽管理計画において配慮すべき事項

- ③ マツ類は、薬剤樹幹注入や被害材の撤去等の松食い虫対策を確実に実施する。
- ④ マツ類の松食い虫対策の一環として、早期に抵抗性品種の補植を実施する。

※松食い虫はマツノマダラカミキリが媒介するマツノザイセンチュウによって引き起こされるマツ材線虫病の被害（マツ枯れ）を指すもので、総合的な被害対策が必要とされている。



針葉樹の配植 (案)

検討範囲

図：針葉樹の配植 (案)

3. 管理の方針

(植栽管理タイプ)

方針－１１ 植栽管理は、樹林、樹木、芝地・草地に大別し、それぞれの特性に応じて実施する。

○樹木管理：

個体単位で管理する樹木を対象とする。低木や生垣、列植などは、群を樹木個体同様に取り扱う。フジなどの木本つる植物は原則として樹木として取り扱う。

○芝地・草地管理：

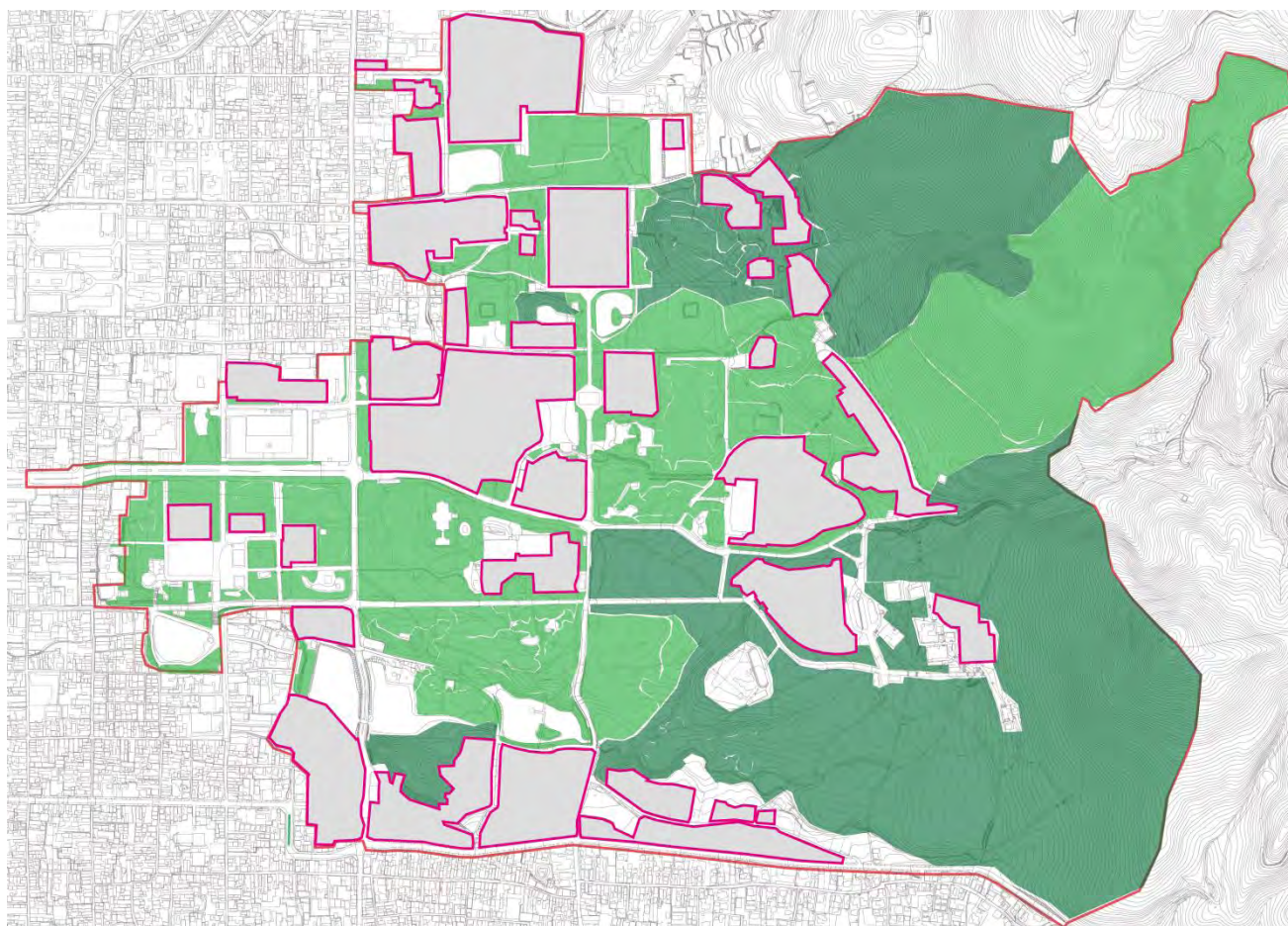
ある程度まとまりを持った芝地や草地を対象とする。

○樹林管理：

ある程度まとまりを持った規模の樹林で、群単位管理するものを対象とする。但し、樹林管理対象地に位置する重要樹木については、樹木管理の対象とする。

○シカが制限されている区域について

シカが制限されている区域は、植栽の内容や管理方法がシカのいる区域と大きく異なることから別途扱いとする。



計画区域

樹木管理及び芝地・草地管理

樹林管理

シカ制限区域

※白地は計画対象外又は未区分
本図は鬱閉度区分 (H24) をもとに編集した。

図：植栽管理タイプ区分 (案)

(植栽管理の視点)

方針－１２ 植栽管理は、安全管理、育成管理、景観管理の３つの視点から実施する。

○安全管理

- ・安全管理は、倒木や落枝など植栽に起因する事故等を未然に防ぐ対策を実施する。

○育成管理

- ・育成管理は、植物の健全な生育を促すため、生育環境の改善や病虫害の防除を実施する。
- ・育成管理は、良好な樹形や開花のため、必要に応じて施肥や剪定などを実施する。
- ・育成管理は、樹木や樹林等の更新を実施する。

○景観管理

- ・景観管理は、風致や眺望の保全・向上のため、樹形や樹高、樹木密度などを適切に管理する。

(管理技術の維持・向上)

方針－１３ 植栽管理の実務は、必要な技術力を持つ技術者・技能者が担うものとする。

- 管理対象の特性や作業内容によって必要とされる技術水準を設定する。

- 各管理者は、作業の技術水準に見合った技術者・技能者を選任する。

○技術水準の区分（案）

- ・植栽管理の実務のうち特に専門性や特殊性が高い作業については、必要な技術や経験を有する技術者・技能者を選任する。
- ・管理区域のうち特に専門性や特殊性が高い作業が多く含まれる範囲については、区域を指定する。

①安全管理推進地区

- ・倒木や落枝などに起因する事故等を未然に防ぐため、園路や広場、駐車場、建築物などがあるところを安全管理推進地区とする。
- ・安全管理推進地区では、樹木の定期点検や危険回避処置などを実施し、安全性を高める。
- ・樹木の定期点検や危険回避処置、樹木治療等の作業は、樹木医などから技術者を選任する。

②眺望管理重点地区

- ・重要な眺望景観の保全に関わりの大きい植栽があるところを眺望管理重点地区とする。
- ・眺望管理重点地区では、景観診断に基づく植栽管理を定期的に行い、良好な眺望景観を保持する。
- ・景観上重要な樹木の択伐や剪定等の作業は、文化財庭園保存技術者協議会会員などから技術者を選任する。

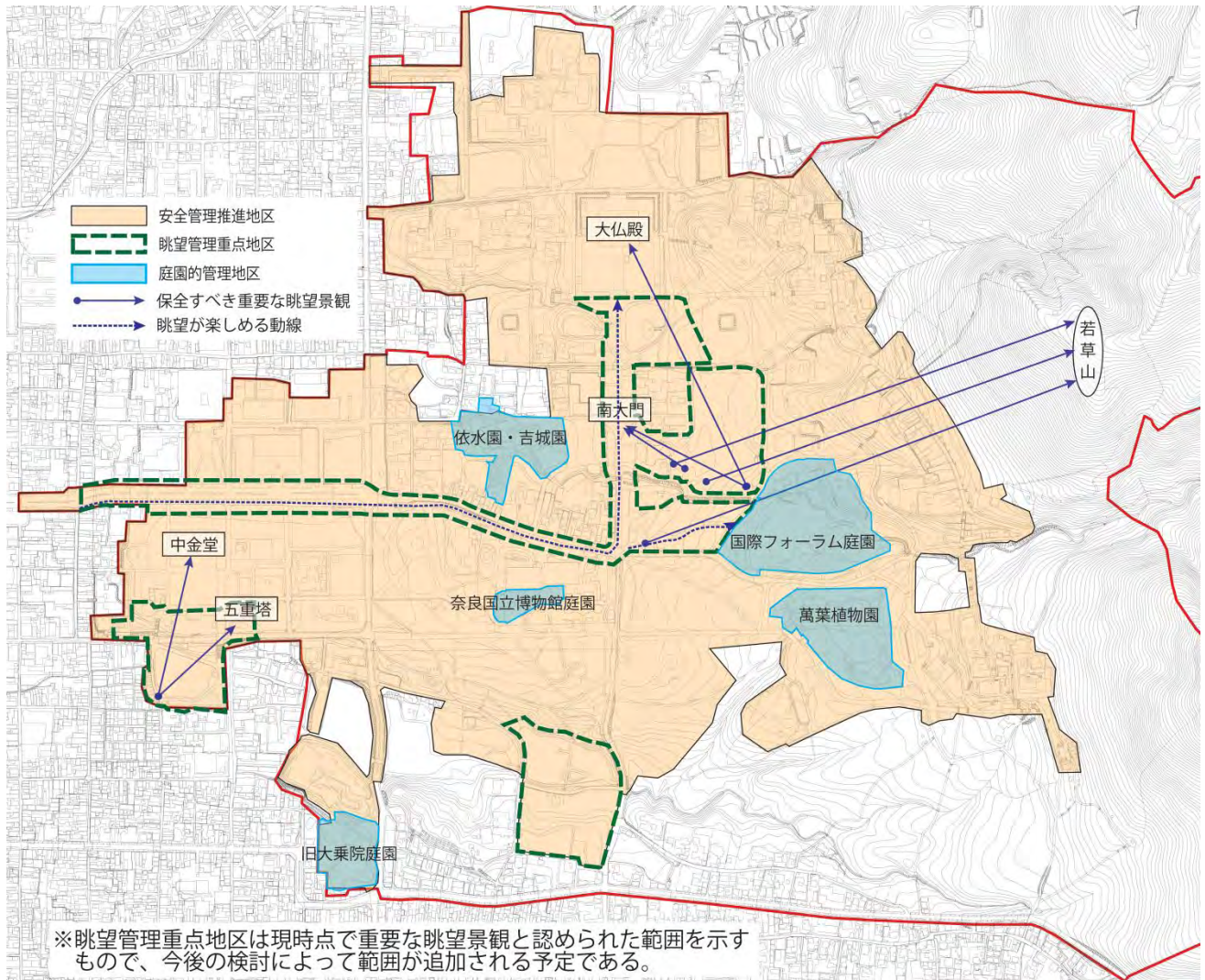
③庭園的管理地区

- ・庭園的管理（高密度かつ高頻度な植栽管理）を必要とする植栽があるところを庭園的管理地区とする。
- ・庭園的管理地区では空間の特性にあわせた高水準の植栽管理を実施し、良好な植栽を保持する。

- ・依水園や吉城園など文化財的価値の高い庭園では、文化財庭園保存技術者協議会会員など専門的な技術者を選任する。その他の庭園的管理を行うところでは、必要に応じて専門的な技術者を選任する。

○技術・技能の向上

- ・植栽管理技術の向上のため、技術・技能研修を実施して技術・技能の向上を図る



図：管理技術に関わる地区指定（案）

(植栽管理計画と管理記録)

方針－１４ 植栽管理は、植栽管理計画に基づき計画的に実施し、管理状況を記録する。

○植栽管理計画

植栽管理計画は、年間管理計画と中期管理計画により構成する。

- ・年間管理計画：植物のサイクルが1年であることを踏まえ、管理作業が適期に実行できるような年間管理計画を策定する。
- ・中期管理計画：長期的な視点から当面実施すべき管理作業について年次計画（5年～10年程度）を策定する。
- ・計画の更新：植栽管理計画は、5年毎に計画の進捗や効果を評価して、計画を更新する。

○管理記録

・植栽管理台帳

樹木管理及び庭園管理の対象となる樹木については樹木管理台帳を作成し、管理履歴や樹木の生育状況等を記録する。

・定点写真

植栽の季節変化や経年変化を把握するため、公園内に定点を設定し定期的に写真撮影を行い、記録する。

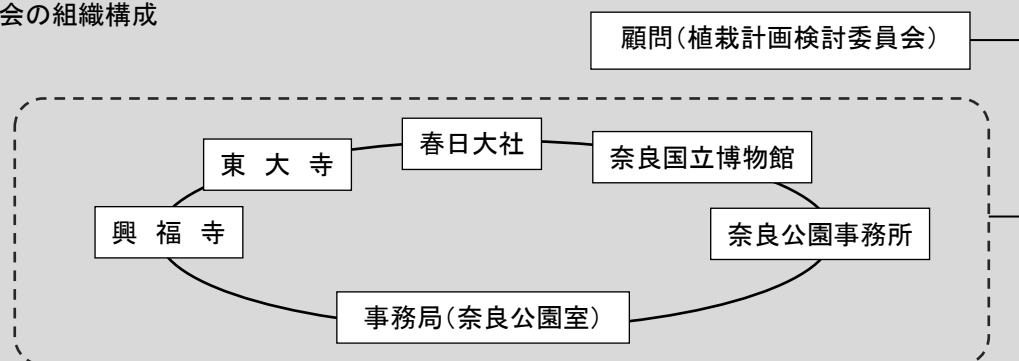
(管理者の連携・協調)

方針－１５ 植栽管理は、各管理者による実施を原則とし、連携・協調が必要な重要な課題については協議会（奈良公園植栽管理者連絡会）を設置して取り組む。

○協調・連携が必要な重要な管理項目

- ・マツ類の保護・育成について
- ・ナラ枯れ対策について
- ・ナンキンハゼの駆除等について
- ・樹木等の安全管理について
- ・重要な眺望景観の保全・活用について

○協議会の組織構成



図：組織構成イメージ